

補助金見直しに際しての視点について

1 補助金の見直しに際しての基本的考え方

補助金については、地方自治法第232条の2の規定により、「公益上必要がある場合」に交付することができることとされており、補助金の見直しに際しては、まず、補助金の交付に際しての公益性等の判断を行うことが必要です。

次に補助金の交付に際して、補助対象経費に係る公金の使途としての妥当性や団体等の自主的活動への支援の観点からの補助率の在り方のほか、費用対効果及び住民等への説明責任の観点から補助事業の実施効果等についての検証を行うことが必要となり、これらの各項目について、補助金の見直しに際しての視点を策定するものとします。

2 補助金見直しに際しての視点

(1) 交付基準

補助金の交付の決定に際しては、次の視点等により具体的な検討を行うこととし、これらに該当しない項目がある場合には、廃止、縮小等による整理により、その対応を行うこととします。

視 点	具 体 的 内 容
1 事業の公益性	(1) 事業等の内容が、住民の福祉の向上に寄与しているか。
	(2) 事業等の内容が、特定の者への利益又は便宜等の供与でなく、広く住民等を対象（参加の機会があるか）としたものとなっているか。
2 事業の必要性	(1) 事業等の内容が、住民のニーズや市の方針と合致し、推進しようとするものであるか。
	(2) 事業等の内容が、市として現時点において取組を推進することが適当であるか。
3 支援の経済的妥当性	(1) 団体等に対して補助を行わなければ事業等が実施できないか。
	(2) 団体等の繰越額が補助金額を上回っていないか。
4 団体等の適格性	(1) 団体等の継続性が認められ、会計処理が適正に行われているか。
	(2) 補助しようとする事業が営利を目的とした活動となっていないか。
5 他団体との均衡性	(1) 同様の事業を行う団体に対する補助金額の均衡が図られているか。
	(2) 他団体が補助を受けずに事業を実施していないか。
6 法令等の適合性	補助金の支出が規則又は交付要綱等に基づくもので、法令等に抵触していないか。

(2) 補助対象経費等に関する視点

補助金の交付を行う場合の対象経費等については、住民の税金を始めとした公金の適正な執行等の観点から、次の視点等により具体的な検討を行い、必要に応じて縮小等の見直しを行うこととします。

視 点	具 体 的 内 容
事業補助の原則	(1) 補助の対象とする経費については、事業実施に係る直接的経費に対する補助（事業費補助）を原則とする。
	(2) 団体等への運営費補助については、市の方針として団体等の設立に積極的に関与を行う場合や、他の団体等による事業実施の見込みがなく、特に公益性の高い事業を実施しようとする団体等が設立される際、その設立及び初期の運営に際して一定の補助が必要と判断される場合に限って、その運営に係る費用の一部を補助するものとし、団体の自立の観点から段階的な減額及び終期の設定を行うこととする。
公金の使途としての妥当性	(1) 団体等の実施する会議費及び研修費等、補助対象事業に係る直接的経費以外の経費については、事務内容を慎重に精査し判断する（これらの経費にあっては、会議等の結果により十分な事業効果が得られる経費を対象とする）。
	(2) 飲食費、慶弔費、交際費、積立金、予備費、他団体への負担金及び補助金等の社会通念上認め難い経費については補助基準額から除外する。
	(3) 事業等への参加者から受益と負担の原則に基づき、適正な利用料等が徴収されていない場合にあつては、当該適正とされる利用料金等の相当額を除外する。
補助率	補助金は、自主的に公益的事業を行うことに対する財政的支援であるという観点から、補助金額は補助対象経費の1/2以下となっているか。 ただし、補助しようとする団体以外に補助事業者が存在しない場合であつて、市が積極的に補助事業として推進しようとする場合にあつては、その事業の必要性等を勘案し補助額を決定するものとする。

(3) 実施効果の検討に関する視点

補助事業については、公金の支出により実施されているということを踏まえ、当該事業の実施効果や住民への説明責任の観点から、次の視点等により具体的な検討を行い、必要に応じて廃止、縮小等の見直しを行うこととします。

視 点	検 討 内 容
1 事業の実施効果	事業の実施目的とされる効果が認められるか。
2 利用者等の状況	利用者等の状況が予定どおりであったか。また、継続的に実施している事業については、利用者等の数が著しく減少しているなど、状況が変化していないか。
3 説明責任	事業の実施効果が具体的に検証されているか、また、その効果について第三者等への説明が可能な資料等が整理されているか。